

島根県立農林大学校でチェーンソー作業従事者特別教育を 修了された皆様へ



平成31年2月12日に伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部改正する省令が公布されました。

安衛則は2019年8月施行／特別教育は2020年8月適用

労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2に掲げる特別教育の修了者は、**2020年7月**までに、伐木等の業務特別教育の**補講**を受けないと、2020年8月からチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことができなくなりますので注意して下さい。

[労働安全衛生規則改正のポイント]

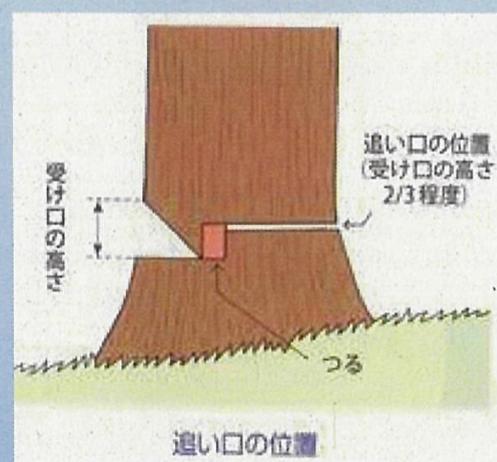
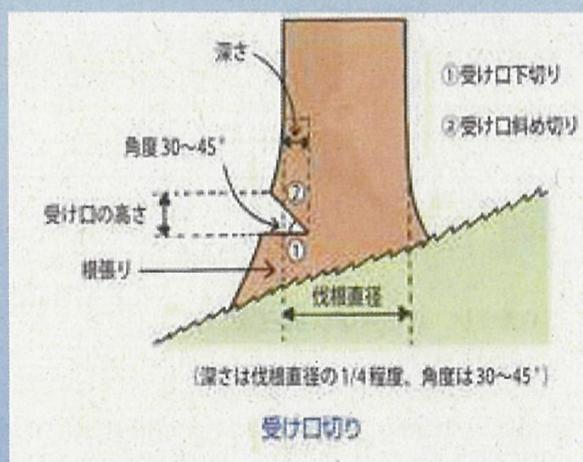
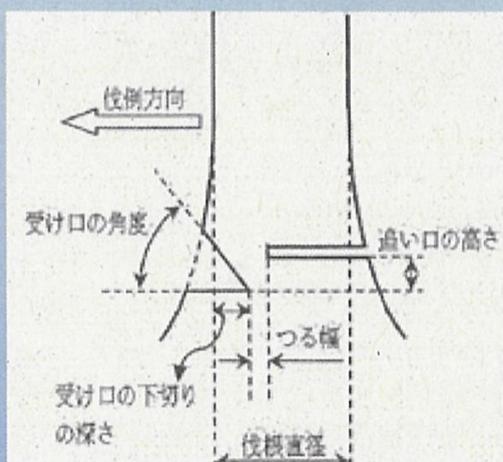
(1) チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の統合と充実

チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の第8号と8号の2を統合するとともに、安全衛生特別教育規程の見直しを行い、「伐木等作業に関する知識」の科目(学科教育)及び「伐木等の方法」の科目(実技教育)の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加し充実する。
(労働安全衛生規則第36条第8号、安全衛生特別教育規程第10条)

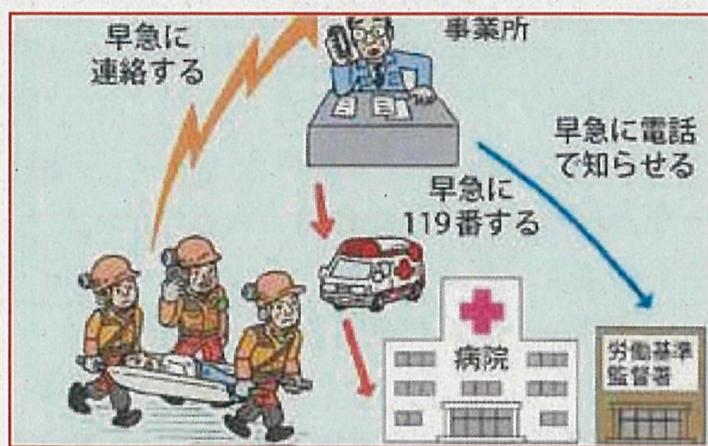
(2) 受け口を作るべき立木は、胸高直径20cm以上へ拡大

伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が「40cm以上」のものから「20cm以上」のものへ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。(労働安全衛生規則第477条第3項)

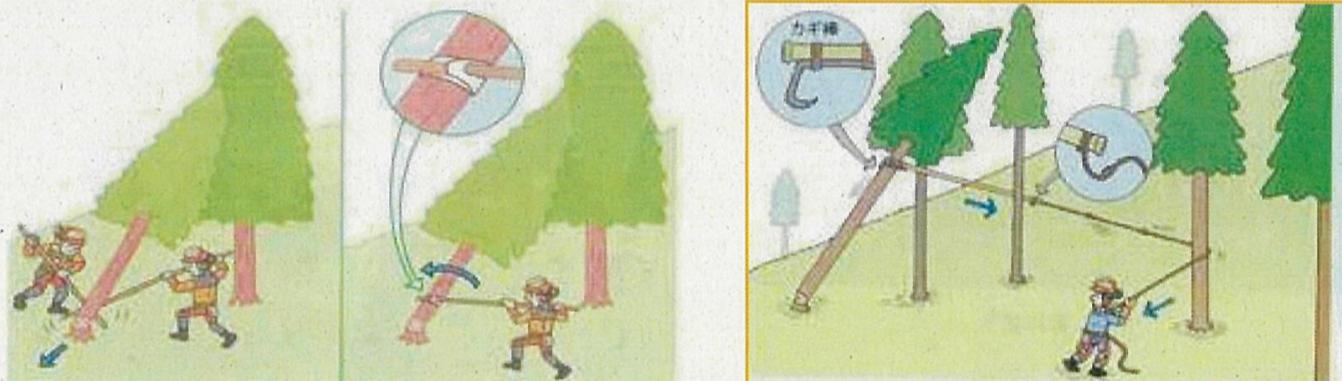
(注)「切り残し」とは、「つる」のことをいう。



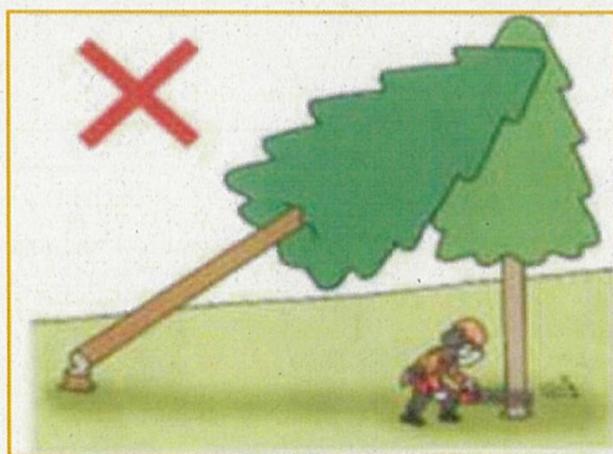
- (3) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。
(労働安全衛生規則第151条の89第3項、第151条の125第3項、第151条の153第3項)



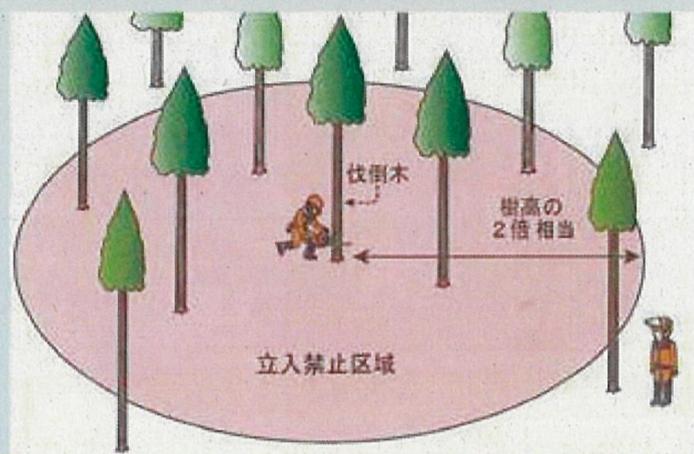
- (4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることとする。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止し、かつ、その旨を縄張・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。(労働安全衛生規則第478条第1項)



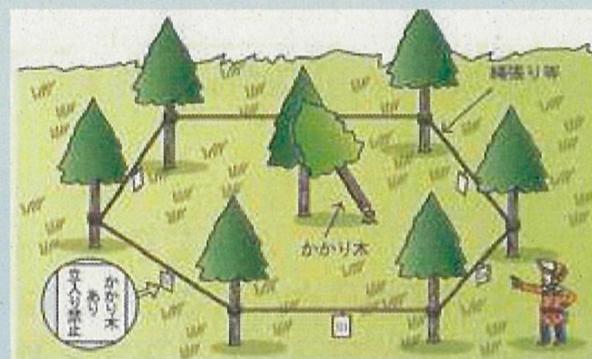
- (5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないこととする。
(労働安全衛生規則第478条第2項)



(6) 立入禁止区域は立木の高さの2倍相当
 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
 (労働安全衛生規則第481条第2項)



(7) かかり木処理者以外、立入禁止
 事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
 (労働安全衛生規則第481条第3項)



(8) チェーンソー保護衣着用義務付け
 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。
 (労働安全衛生規則第485条第1項)



(9) 修羅 (しゅら) による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。

[削除] 該当する労働安全衛生規則第482条削除

(10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

[削除] 該当する第486条～第497条までを削除

補講のコース

- ①安衛則第36条第8号修了者 (農林大)
- ②安衛則第36条第8号の2修了者

補講時間数

- ①学科2時間・実技0.5時間
- ②学科3時間・実技2時間

補講は、林業・木材製造業労働災害防止協会 各都道府県支部で実施予定です。
 詳しくは、各都道府県支部へ問い合わせ下さい。